

平成27年度第3回経営協議会議事要録

日時 平成27年10月27日(火) 10時00分

場所 ホテル名古屋ガーデンパレス 「桜」

出席 学内委員5名 欠席 なし

学外委員4名 欠席 2人

会議成立

開会10時00分

議事に先立ち、学長から、前回開催後から4ヶ月の間に、オープンキャンパス、大学院入試、保護者懇談会等が行われ、今月末には本学が当番校となり「東アジア教員養成シンポジウム」が名古屋国際センターで行われること、また、10月2日の新聞各紙に、今後の改組の進め方として、現代学芸課程を廃止して、「教育支援人材養成課程(仮称)」を設置し、教員養成課程に定員を振り替えること等の内容が掲載されたことについて説明があった。

次いで、総務課長から、本日の配付資料の確認及び会議日程等の説明があった。

議 題

1. 平成27年度第2回経営協議会議事要録の承認について

議長から提議され、原案どおりこれを承認した。

2. 人事院勧告に伴う給与支給制度の改正等について

議長から提議され、白石委員から、参考資料に基づき、本年の給与勧告のポイント、本学の給与勧告への対応案、給与勧告における人件費(増額分)試算について説明の後、報告2の資料に基づき、平成28年度の基幹運営費交付金の配分額の見通しから、予算的に厳しい状況が推測されること、及び報告3の資料に基づき、国立大学の学部における定員超過の抑制に伴い収入額への影響があることについて、年度シミュレーションにより説明があり、これらの要因を踏まえた経常的物件費の影響減額(平成27年度との比較)、教育系11大学や東海地区国立大学との比較及びラスパイレス指数の状況等を示した後、審議の結果、給与支給制度の改正等について、次のとおり対応することを承認した。

- ・俸給月額平均0.4%引上げ、及び指定職の1,000円引上げについて準拠すること
- ・医療職の初任給調整手当の引上げについて準拠すること
- ・地域手当の支給割合については、引上げを見合わせる
- ・ボーナスの0.1月分引上げについて準拠すること
- ・給与勧告対応の実施時期等は、法律公布日の属する月の翌月1日を施行日として、本年12月1日を適用日として、遡及、実施すること
- ・附属高等学校教員の入試業務手当のうち、問題作成、問題点検の業務に係る支給額を3,000円から6,000円に引上げ、本年4月1日から適用すること

○学外委員からの質疑 ●大学側の回答(以下、同様)

○地域手当の支給地域の区分範囲は、どのようになっているのか。

●人事院が5年に1回くらい地域手当の見直しをしており、区分は市ごとである。各国立大学は大学が所在している地域により地域手当を決めている。地域手当の率の決め方は、給与

水準、物価水準等により決められている。大学によっては本人の居住地に適用させているところもある。

○愛知県の職員の地域手当の支給率はどうか。

●愛知県の教員は一律で現在 8.5%で、平成27年度改訂中で 8.9%、平成28年度 9.3%になる。

○人事院勧告対応分の予算はすでに組んであるのか。

●組んでいない。本学においては、当初予算を組むときに教育研究費を10%削減しないとバランスがとれないほどの厳しい状態であったので、年度当初からそれを見込むことは、できなかったが、年度当初に見積もった人件費との差額の中で、対応できる見通しである。

○シミュレーションから人件費の厳しい状況はわかる。かなり収入減があつて、給与抑制だけでは対応できない状況が生まれてくると思う。研究費の削減の話はあるが、平成29年度から学部改組をすることもあり、将来的に人的削減の見込みはどうか。方向的なものを考えているか。

●本学は人件費の構成比率が他の教育大学に比べて高い。約8割の人件費率を第3期には7割まで下げる目標値を掲げている。教授の構成比が高いことも大きい。また、7附属学校の教員も大きな比率を占めている。次年度は、非常勤講師を抑制して人件費を下げることを考えている。また、年俸制やクロスアポイントメント制度の導入も検討が必要と考えている。なお、本学の研究費配分額は他大学より比較的高く、使い方の制限も厳しくないため、改善していきたい。外部資金獲得のプランについては、是非意見をいただきたい。

報 告

1. 愛知教育大学副学長任命規程の制定について

中田委員から、資料に基づき、標記規程の制定理由、要点、施行及び適用日について説明があった。

○理事でない副学長は何人か。規程に定めなくてよいか。

●理事でない副学長は現在6人であり、大学の実状に応じ学長の裁量で指名するものと考えているので、人数は規程等には定めていない。今後も人数の増減はあり得る。

2. 平成28年度概算要求について

【議題2の中で報告】

白石委員から、資料に基づき、平成28年度概算要求の基本的な方針（裁量的経費の10%減、優先課題推進枠として30%要望）、文部科学関係・文教関係予算額、運営費交付金要求の概要、第3期中期目標期間からの運営費交付金の区分組替等について説明の後、運営費交付金概算要求額の伝達に伴う計数分析から、予算的に非常に厳しい状況が推測されるとの説明があった。また、施設整備概算要求事項については、図書館改修、ライフライン再生（防災設備）の2件が要望枠として概算要求されたことについて報告があった。

3. 平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制等について

【議題2の中で報告】

白石委員から、資料に基づき、7月31日付けで文部科学省から「平成28年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」の通知があり、見直しの趣旨、見直しの内容及

び私立大学に対する措置等について説明の後、本学の場合は、平成30年度までに段階的に入学定員の105%が上限となり、これを超える入学生分については、その授業料収入相当額の全額を国庫納付することになり、このことに伴う収入額への影響及び今後の対応策等について、年度シミュレーションにより説明があった。

4. 平成26事業年度財務諸表の承認について

白石委員から、資料に基づき、平成27年8月31日付けで文部科学大臣から標記承認について通知があった旨報告があった。関連して、目的積立金については、まだ承認が下りていない旨の説明があった。

5. 附属岡崎小学校への岡崎労働基準監督署立ち入り検査について

白石委員から、資料に基づき、7月10日に附属岡崎小学校に岡崎労働基準監督署の立ち入り調査があったこと、是正勧告書及び指導票の違反事項・指導事項、本学の是正内容について報告があり、今後の課題として、附属学校全体の業務の見直し、労使協定及び就業規則の見直しなど年度内に行っていききたいとの説明があった。また、参考に、法人化以降の本学に対する労働基準監督署の立ち入り調査の内容及びその措置等についても説明があった。

○超過勤務手当と教職調整額（いわゆる超過勤務手当相当分）との整合性についてどうなっているか。

●附属学校教員は、超過勤務を教職調整額で対応している。その際、4%から8%に上げており、その経緯は、公立の教員より超過勤務が多く、それを補うために8%に上げた。ただし、それ以上の超過勤務手当を払わないという訳ではない。

○超過勤務が月80時間を超えると、医師の面接が必要であるが、附属学校ではそのような事例はあるか。メンタルを含めて休職の例はあるか。

●4月にメンタル調査を実施した。学校によって状況は違う。休職者は、ここ数年間の平均で1年間に1人程度である。

○それは附属学校の勤務への適応が十分でないのか、それとも長時間労働の影響か。

●長時間労働は公立学校でも同じような状況であると思う。それぞれの学校の雰囲気があり、それに適応できるかが一番の理由かと思う。

○36協定は、大学と一緒か。

●附属学校ごと（事業場ごと）に定めている。

○メンタルで休職する場合の手続はどのようになっているか。復職の手続はどのようか。

●最初は、年次休暇で休む。次に病気休暇、その後休職になる。休職になったら、非常勤講師（事務の場合は非常勤職員）で対応する。復職には本学産業医の審査が必要である。

○職務軽減などはあるか。

●主治医の診断に基づき、産業医が判断することになる。職務軽減もある。

6. その他

(1) 次回の開催日について

総務課長から、次回は、12月14日（月）～22日（火）の間で日程調整中である旨説明があった。

閉会 11時55分